

情報公開法・個人情報保護法と宗教

大石 泰彦 (東洋大学)

はじめに

2003年5月、長い紆余曲折の末、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」および「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)」を含む個人情報保護関連五法¹⁾が可決された。すでに1999年5月に可決され、2001年4月より施行されている「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)」とあわせて、欧米諸国から見れば実に遅ればせながら²⁾、わが国の情報法制もようやく、いわゆる“車の両輪”を備えることとなったのである。本稿は、宗教法学会の会員をはじめ宗教法制に関心を抱く諸氏を主たる読者に想定し、新たに設けられた情報関係二制度——情報公開制度および個人情報保護制度——の概要と問題点を概観するとともに、それがわが国の「信教の自由」とくに「宗教結社・宗教活動の自由」に及ぼす影響についても、若干の考察を試みるものである。

1 情報公開法

(1) 情報公開制度とは何か

情報公開制度とは、中央・地方の行政機関が保有する情報の公開を求める権利を国民(住民)個人に対して付与する制度であり、憲法第21条などから導出される「知る権利」にその根拠を有し、それを具体化するものであるとされている³⁾。行政情報の公開のシステムを世界ではじめて始動させたのはスウェーデンであるが(1766年の「出版の自由に関する法律」)、いわゆる行政国家化現

象をふまえて、知る権利の実現という明確な目的意識に立つ体系的な情報公開法を世界に先がけて制定したのは合衆国であり（1966年の「情報自由法」、これにつづいて、1970年代から1980年代にかけてノルウェー、デンマーク、フランス、オランダ、カナダなどの欧米諸国がそれぞれ情報公開法を制定した。

わが国においても、1970年代後半ごろより情報公開制度導入の機運が高まり、市民団体などによる提言その他の動きが活発化したが、こうした動きに比較的積極的に対応したのが地方自治体であり、1979年4月に神奈川県が情報公開の制度化の検討に着手したのをかわきりに、いくつかの自治体において制度実現へ向けてのとりくみが進められた。そして1982年2月、山形県金山町でわが国はじめての情報公開条例が制定され、さらに同年10月には、都道府県ではじめての「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」が制定された。1999年4月1日の段階で、47都道府県のすべて、さらに847の市区町村において情報公開条例が施行されており、20年の歳月を経て、地方自治体レベルでは情報公開の考え方はかなり根づいていると見ることができよう。

こうした地方の経緯に比して中央でのとりくみは大幅に遅れていたが、1990年代に入り、政権交代の実現、国際的圧力などを直接のきっかけとしてにわかに情報公開法制定への動きが加速し、1994年12月に設置された行政改革委員会を中心となって制度化へむけての検討が進められた。以後さまざまな経緯を経て、1998年3月には法案が国会に提出され、1999年5月7日に「情報公開法」（正式名称は前記）が可決されたのである⁴⁾。

（2）情報公開法の内容と運用

以上のようにして実現したわが国の情報公開法には、たとえば、①外国人を含む「何人」に対しても情報開示請求権を認めていること、②行政機関において組織的に用いられている文書のすべてを、磁気テープに保存されている情報（電磁的記録）を含めて開示の対象としたこと、③非公開決定等に対する不服申し立てについて、第三者機関（情報公開審査会）への諮問の手続を定めたことなど評価すべき点もあるが、その一方で、①目的規定の中に「知る権利」が明記されていないこと、②公団、事業団、営団、日銀などの特殊法人が開示対象

機関とされていないこと、③広範かつ漠然とした例外規定⁵⁾がおかれていることなどの問題点も指摘されている。

また、情報公開制度が、わが国における行政と一般の国民・住民との相互関係を根本的に変えてゆく原動力となりうるものであることは、たとえば1990年代なかばに発生したいわゆる「官官接待問題⁶⁾」（市民団体の呼びかけで行われた全国の自治体に対する食糧費公開請求をきっかけとして、自治体による慣習的・構造的な公費不正使用が発覚した事件）をめぐる経緯が如実に示しているが、その一方で、情報公開法の制定以後、たとえば、①開示請求された文書が大量であるとか、あるいは、行政事務が多忙であるとかいった理由（口実）で、当局が開示を恣意的に延期し、あるいは請求取り下げを誘導する、②公開度の高い「国立公文書館」への文書の移管が激減する、③開示文書の一部が乱暴に墨ぬりされる、④『毎日新聞』（2002年5月28日朝刊）がスクープしたいいわゆる「防衛庁リスト問題⁷⁾」（防衛庁が、同庁およびその機関に対して情報開示請求を行った100名以上の人物に関し、身元調査を行い、リストを作成して内部利用していた問題）に如実に見られるように、当局が開示請求者を不当に敵視し監視する、などの事実も確認・報道されており、わが国において情報公開という新しいシステムが真に定着するためには、まだ相当の年月を要するようにも思われる。

なお、情報開示請求をうけた行政機関による不開示決定等に対する不服申立てがあった場合の諮問機関として、当初は、内閣総理大臣によって任命される12名の委員によって構成される「情報公開審査会」が設置され、2003年5月以降は、15名の委員によって構成される「情報公開・個人情報保護審査会」がこれを引き継いでいるが、これらの委員会が不開示決定を取り消す確率がおよそ4割にもものぼっていること——すなわち、情報開示請求をうけた行政機関が“不開示”判断に傾きがちであること——が報道されている（『毎日新聞』2003年9月5日朝刊）。

（3）情報公開法と宗教

さて、以上のような情報公開法と憲法第20条によって保障される「宗教結社・

宗教活動の自由」との関係であるが、問題は、たとえば宗教法人法の規定等に基づいて宗教法人が所轄庁に提出した情報のような、行政機関が保有している宗教法人・宗教団体等に関する情報の取り扱いであろう。この点に関しては、情報公開法第5条および第7条が次のように規定している。

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。（中略）

二 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ. 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ. 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの（後略）

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

以上の規定によれば、宗教法人・団体等が行政機関に提出している情報のうち、「〔その開示が〕当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」および「公にしないとの条件で任意に提供された情報」については、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合（これを、一般に「公益上の理由による義務的開示」と呼ぶ）、および、「〔行政機関の長が〕公益上特に〔開示が〕

必要があると認める」場合（これを、一般に「公益上の理由による裁量的開示」と呼ぶ）を除いて不開示情報として取り扱われることになる。

ここで論点として浮かぶのは、宗教法人・団体等の「正当な利益を害する」情報開示とは何かという点であるが、一般に、それが認められるためには、当該情報開示が単に宗教法人・団体等の活動に「不利益を及ぼす」のみならず、それによって、それらの権利・利益が明白に侵害されることが必要であるとされている〔なお、この点に関しては、東京都が行った健康茶の残留農薬検査の結果、一部の健康茶から残留農薬が検出されたとの新聞報道を見て、この検査の結果の開示を請求したある市民に対し、東京都が開示の決定を行ったことの適否が争われた農薬健康茶情報公開訴訟の判決（東京地判平成6年11月15日、判時1510-27）において、東京地裁が「〔東京都条例9条3号の定める不開示情報である〕『競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの』との認定は、当該情報が開示されることにより、法人等の事業内容等に何らかの不利益が生ずるおそれがあるというだけでは足りず、その有している競争上の地位が当該情報の開示によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合を意味するものと解するのが相当である」と述べて、都に開示を命じていることが参考になる〕。

2 個人情報保護法

（1）個人情報保護制度とは何か

個人情報保護制度とは、公的機関および民間企業・団体が保有する自己に関する情報（個人情報）に対する自律的なコントロールの権利を国民（住民）に与える制度であり、憲法第13条から導出される「自己情報コントロール権」にその根拠を有し、それを具体化するものであるとされている⁸⁾。個人情報保護という問題が認識されはじめたのは、コンピューターが普及し、個人情報の蓄積・処理・利用が本格化した1970年代のことであるが、この時期にスウェーデン、合衆国、ドイツ、フランスをはじめとする欧米諸国は、早くも次々と個人情報保護のための法律を制定していった。また1980年9月には、経済協力

開発機構（OECD）が、一般に「OECDガイドライン」と呼ばれている理事会勧告を発し、個人情報の保護が国際社会における共通の理念・目標であることを明らかにした。このガイドラインにおいて示された以下の8原則は、現在もなお、個人情報を取り扱う公共団体・民間団体が遵守すべき義務の内容、言いかえれば、個人情報保護とは具体的には何をすることなのかを明快に示すものとして重要である⁹⁾。

①収集制限の原則 — 個人に関するデータの収集は適法・公正な手続に従い、かつデータ主体の同意を得て行われること。

②データ内容の原則 — 個人データは利用目的との関連においてのみ存在し、かつその内容が常に正確であること。

③目的明確化の原則 — 個人データの収集目的は事前に明確化され、かつデータはその目的のためにのみ利用されること。

④利用制限の原則 — 個人データを当初の目的以外に使用する場合には、データ主体の同意を得ること。

⑤安全保護の原則 — 個人データは、合理的な安全措置によって保護されること。

⑥公開の原則 — 個人データの収集を行う者は、どういった種類のデータをどのような目的で集めるのかを公開すること。

⑦個人参加の原則 — データ主体はデータ管理者に対して、自己に関するデータを保有しているか否かを確認すること、自己に関するデータの内容を知ること、および、自己のデータを削除・訂正・補足することのそれぞれを要求しうること。

⑧責任の原則 — データ管理者は、以上の七つの原則を遵守するために必要な措置をとること。

1982年7月にはわが国でも、この8原則をうけて当時の行政管理庁が個人情報保護5原則を提示し、また1984年3月には、福岡県春日市で日本初の個人情報保護条例が制定された。さらに1980年代後半には、民間部門における各種個人情報ガイドラインが定められ、最終的に1988年12月にいわゆる旧・行政機関個人情報保護法¹⁰⁾ — 正式名称は「行政機関の保有する電子計算機処理に係る

個人情報保護に関する法律」である——が制定されて、わが国においてもようやく中央政府レベルでの個人情報保護制度が実現した。この法律は、行政機関のみを適用対象とするものであり、行政に対して課せられるさまざまな個人情報保護義務の内容を明らかにするとともに、個人情報に関してその主体である個人に認められる諸権利についても規定していたが、その基本性格は行政効率化法であり、人権立法としての性格は非常に稀薄であった。

その後、しばらくこの分野における目ぼしい進展が見られなかったが、1995年10月に発せられたEU個人情報保護指令のいわゆる「第三国移転禁止規定¹¹⁾」(十分なレベルの個人情報保護を制度化していない第三国への、EU加盟国からの個人情報の移転を制限する規定)は、わが国が早急に公民両分野にわたる、より実効的な個人情報保護法を制定することが国際的にも求められていることを示すものとなった。また1999年8月には、一般に国民総背番号制などと呼ばれ、個人情報保護にとっての危険性が指摘されてきた住民基本台帳法改正が実現したが、この改正に際して与党は、「個人情報に関する法律については、……年内に基本的枠組みの取りまとめを行い、3年以内に法制化を図る」ことを確認し、ここにきて個人情報保護に関する新たな法律の制定が政治日程にのぼることになった。これをうけて、政府による個人情報保護新法の制定へ向けての作業が進められ、紆余曲折を経て2003年5月23日、民間部門における個人情報の取り扱いを規制する「個人情報保護法」と行政機関の個人情報の取り扱いを規制する新法である「行政機関個人情報保護法」とが成立したのである¹²⁾。

(2) 個人情報保護法の内容と問題点

以上の二法のうち個人情報保護法は、まず、その冒頭(第1条)で「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という目的を掲げ、続いて、その第3条で「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」との基本理念を述べた上で、①利用目的による制限および適正な取得、②適正な管理、③第三者提供の制限、④公表、⑤開示、⑥訂正、⑦利用の停止、⑧苦情の処理、⑨苦情処理を行う団体の認定という個人情報取扱事業者つまり

民間部門が遵守すべき義務を規定し、さらに、①個人情報保護の推進に関する基本方針の策定、②適切・迅速な苦情処理のための措置などの政府の責務・施策を定めるという構造になっている（なお、個人情報取扱事業者が上記の義務に違反した場合には、主務大臣の勧告、改善・中止命令、罰則が段階的に課せられる旨が定められている）。また、新・行政機関個人情報保護法は、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」（第1条）を目的として掲げた上、行政機関に旧・行政機関個人情報保護法に比べてより具体的な義務を課しているが、その義務内容は民間に課せられるそれに比べれば緩やかである¹³⁾。

以上のような内容の個人情報保護法は、①わが国における初めての、民間部門を規制対象とする包括的な個人情報保護法であること、②前述したOECD 8原則をほぼ網羅的に盛り込む本格的な内容をもつこと等の点において積極的に評価しうるが、その一方、③この法律が保護しようとする人権の内容として、「自己情報コントロール権（プライバシー権）」が明示されていないこと¹⁴⁾、④前述のように官民両部門における個人情報保護の要求水準に格差が存在し、それがこの法律に「民間取締法（民間管理法）」的な色彩を与えていること、といった問題も残されている¹⁵⁾。

（3）個人情報保護法と宗教

さて、以上のような個人情報保護法と「宗教結社・宗教活動の自由」との関係であるが、問題なのは、宗教法人・団体あるいは（個人としての）宗教者が保有する個人情報に関してもこの法律が適用され、結果として、宗教法人等も国家による情報政策の下におかれるか否かである。そして、この点に関しては、同法の第50条および第35条に次のような規定がおかれている。

第50条（1項）個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定〔＝義務規定〕は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人

を含む。) 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
(2項)前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。

(3項)第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第35条 (1項)主務大臣は、(中略)個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うにあたっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

(2項)前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

これらの規定の目的とするところはもちろん、「表現の自由」「学問の自由」「信教の自由」などの人権の保障と「個人情報の保護」とを両立させ、個人情報保護の名の下に国家が個人の精神的自由に介入することのないよう“歯止め”を設けることであるが、とくに宗教との関係では、①第50条1項4号にいう「宗教団体」とは何か、②同号にいう「宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的」とは何か、という解釈上の二つの論点を含んでいる。

このうち、①については、立法者は、宗教団体とは宗教法人法第2条において定義される「宗教団体」を指し、いわゆる「認証」の有無は問わないと説明

している。なお、宗教活動を行う個人（宗教者）の自由は、第35条1項による間接的保護を受けることになるが、彼らに、少なくともジャーナリストと同水準の適用除外を認める必要はなかったのか、やや疑問の残るところである。次に②については、「宗教活動」とは、宗教法人法第2条に明記される「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」を指し、「これに付随する活動」とは、その周辺に位置する宗教的色彩を有する活動、たとえば霊園や宿坊の経営や他宗派の人々の葬儀などを指すものと説明されている〔なお、2003年9月の秋田魁新報新生児情報提供事件（地方新聞社が、新生児紹介広告欄に応募した読者の個人情報を、彼らに無断でこの欄の広告主企業・商店等に提供していた事件）に関して、内閣府個人情報保護推進室は、「広告欄であろうとなかろうと、一義的には新聞社側が『報道目的だ』と判断すれば、民間事業者を対象にした義務規定は適用されない。ただし、報道機関であっても、個人情報の適切な取り扱いのための措置を自主的に取ることは必要だ」と述べて、第50条1項の適用除外事項が緩やかに解釈されるものであることを示唆しつつも、「個人情報保護法が施行されていたとして〔注・2005年施行予定〕、今回のケースが法に抵触するかどうかは、最終的には司法の判断である」旨を付言している（『朝日新聞』2003年9月26日朝刊）〕。

おわりに

周知のように、個人情報保護法の制定過程では、それが「表現の自由」や「ジャーナリズムの自律性（倫理）」を侵害するものであるか否かについて、研究者のみならずマス・メディア企業経営者、ジャーナリスト、作家、官僚、一般市民を巻き込んだ広範かつ活発な議論が展開され、そうした議論は、最終的に成立した法律の内容にも一定の影響を及ぼした。その一方で、この法律が「宗教結社・宗教活動の自由」に与える影響についての議論は——筆者の知る限りでは——、それほど広範・活発ではなかったように思われる。

そのことの是非はしばらく措くとしても、今後、国が、情報公開制度・個人情報保護制度の運用をはじめとするさまざまな「情報政策」を実施してゆく中

で、「表現の自由」のみならず「信教の自由」もその影響を受け、これまでには見られなかったような公的規制を受ける可能性があるのは明らかであろう。宗教学者に求められているのは、個別の規制が、宗教活動の“公共性（公共的側面）”に当然に随伴し内在する規制であるのか、それとも国家権力による「信教の自由」への不当な干渉であるのかを厳しく見極めること、そして、もし容認することのできない、不当な制約が宗教活動に向けられた場合には、一般市民、宗教団体、宗教家に向けて警鐘を鳴らし、自らも権力に抗議し抵抗する姿勢であろう。本稿が、そうした認識の共有にむけてのひとつの契機となれば幸いである¹⁶⁾。

註

- 1) 両法に「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」「情報公開・個人情報保護審査会設置法」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を加えた五つの法律である。
- 2) 合衆国、北欧諸国、フランスなどの欧米諸国は、1970年代にはすでに、「政府情報の公開に関する法律」と「個人情報の保護に関する法律」の双方を備えている〔なお、情報公開法に関するイギリスとドイツの“特殊事情”については、とりいそぎ、松井茂記『情報公開法』（有斐閣、2001年）pp.7-8.参照〕。
- 3) 情報公開制度に関するわが国の主要な研究文献として、右崎正博他編『情報公開法：立法の論点と知る権利』（三省堂、1997年）、藤原静雄『情報公開法制』（弘文堂、1998年）、宇賀克也『情報公開法の理論』（有斐閣、1998年）、松井前掲『情報公開法』などを挙げることができる。
- 4) わが国の情報公開法を解説する主要な文献としては、宇賀克也『情報公開法の逐条解説』（有斐閣、1999年）、島基晃『情報公開法の解説と国会論議』（青林書院、1999年）、北沢義博他『情報公開法解説』（三省堂、1999年）などがある。
- 5) 情報公開法が「不開示」とされる可能性のある情報として指定しているのは、①個人に関する情報、②法人その他の団体に関する情報、③国の安全を害するおそれのある情報、④公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報、⑤行政機関内部・相互の審議・検討・協議に関する情報、⑥行政機関の事務・事業に関する情報の六種である（同法第5条）。
- 6) 官官接待問題と情報公開制度との関係については、朝日新聞名古屋社会部『ドキュメント官官接待：「公費天国」と「情報公開制度」を問う』（風媒社、1996年）、奥津茂樹『メディアと情報公開：情報公開制度のリアリティー』（花伝社、1997年）

など参照。

- 7) 防衛庁リスト問題については、毎日新聞「情報デモクラシー」取材班『個人情報
は誰のものか：防衛庁リストとメディア規制』（毎日新聞社、2002年）参照。
- 8) 個人情報保護制度については、川端亮二『データプライバシー』（ぎょうせい、1989
年）、平松毅『個人情報保護：制度と役割』（ぎょうせい、1999年）、岡村久道他『電
子ネットワークと個人情報保護：オンラインプライバシー法入門』（経済産業研究
会、2002年）などの研究書のほか、堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』（岩
波新書、岩波書店、1988年）、斎藤貴男『プライバシー・クライシス』（文春新書、
文藝春秋、1999年）など参照。
- 9) OECD 8原則については、小沢美治夫「個人データの国際流通とプライバシー保
護ガイドライン：OECD勧告」ジュリスト増刊『情報公開・プライバシー』（有斐
閣、1981年）pp.264-268.参照。なお、この論稿にはOECDガイドラインの仮訳が
付されている。
- 10) 旧・行政機関個人情報保護法に含まれる問題点については、清水英夫「個人情報
保護法の批判的検討」『青山法学論集』31巻1=2=3号（1989年）pp.59-86.参照。
- 11) 第三国移転禁止規定については、堀部政男「欧州連合（EU）個人情報保護指令
の経緯」『新聞研究』578号（1999年）pp.17-27.参照。
- 12) わが国の個人情報保護関係諸法を解説する主要な文献として、田島泰彦編『個人
情報保護法と人権：プライバシーと表現の自由をどう守るか』（明石書店、2002年）、
三宅弘他『個人情報保護法：逐条分析と展望』（青林書院、2003年）、園部逸夫編『個
人情報保護法の解説』（ぎょうせい、2003年）、田島泰彦他『解説&批判 個人情報
保護法：プライバシーと表現の自由を守るために』（明石書店、2003年）を挙げる
ことができる。
- 13) たとえば同法は、行政機関に対して「適正な取得」の義務を課していない。また
同法は、公的部門の個人情報保護法においては中核的かつ必須の要素であると思
われる、いわゆるセンシティブ情報（個人の思想、信条、宗教、健康状態等に関す
る情報）の取得制限規定も置いていない。
- 14) このことは、個人情報保護法が、その第50条（本文参照）において「表現の自由」
「学問の自由」「信教の自由」などの諸人権に一定の制限を加えていることを考え
れば、同法の“致命的欠陥”として指摘すべき事実であろう。
- 15) 個人情報保護法の問題性に関する筆者の見解について詳しくは、大石泰彦「IT
革命と個人情報保護」『法政論叢』37巻2号（2001年）pp.93-106.参照。
- 16) 本稿は、第47回宗教学学会（2003年11月15日、駒沢大学）におけるミニ・シン
ポジウム「宗教法人制度の周辺をめぐる諸問題」の一部として行われた筆者の報告
の内容を再構成したものである。当日、お世話になった宗教学学会事務局の方々、
シンポジウムにおいて有益なご示唆・ご教示をいただいた宗教学学会会員諸氏に

この場をかりて謝意を表する次第である。